

<自然遺産>

地球の生成や動植物の進化を示す、地形や景観、生態系などで、登録基準 (vii) ~ (x) のいずれかひとつ以上を認められている遺産が、自然遺産とみなされる。

世界遺産条約 1 章第 2 条には、3 つの定義がある。

- 無生物または生物の生成物、生成物群からなる特徴のある自然の地域であって、観賞上または学術上、顕著な普遍的価値を有するもの。
- 地質学的または地形学的形成物、及び脅威にさらされている動物または植物の種の生息地・自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上または保存上、顕著な普遍的価値を有するもの。
- 自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上または景観上、顕著な普遍的価値を有するもの。

【自然遺産として認められる登録基準】

(vii) 自然美や景観美、独特な自然現象

日本では、唯一『屋久島』に認められた。

(viii) 地球の歴史の主要段階を示す遺産

地層や地形だけでなく、恐竜や古代生物の化石遺跡も地球の歴史を示すものとして認められた。現在日本で、この基準が認められている遺産はない。

(ix) 動植物の進化や発展の過程、独自の生態系を示す遺産

ここでは、現在進行中の生態学、生物学の代表例も含まれる。日本の自然遺産 4 件で認められている基準。

→日本の自然遺産の特徴「生態系の多様さ」にある。

(x) 絶滅危惧種の生息域でもある、生物多様性を示す遺産

危機遺産リストに登録されている自然遺産の多くは、この基準を認められている遺産である。日本では、『知床』『奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島』が認められている。

※世界遺産検定 3 級自然遺産として、危機遺産リストに登録されているのは、『ヴィルンガ国立公園』であり、絶滅危惧種であるマウンテンゴリラの保護を目的として設立された国立公園である。

【日本の自然遺産】

- ①屋久島 (1993) 登録基準 (vii) (ix)
- ②白神山地 (1993) 登録基準 (ix)
- ③知床 (2005) 登録基準 (ix) (x)
- ④小笠原諸島 (2011) 登録基準 (ix)
- ⑤奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 (2021) 登録基準 (x)

<複合遺産>

文化遺産と自然遺産、両方の価値を兼ね備えているもので、登録基準 (i) ~ (vi) のいずれかひとつ以上及び登録基準 (vii) ~ (x) のいずれかひとつ以上を認められている遺産が、複合遺産とみなされる。

世界遺産条約には、複合遺産についての定義はなく、「世界遺産条約履行のための作業指針」で定義されている。

- 世界遺産条約の第 1 条、第 2 条に規定されている文化遺産及び自然遺産の定義 (の一部) の両方を満たす場合は、複合遺産とみなす。